

# 『平成29年分の所得税・復興特別所得税確定申告』 『平成30年度市・道民税申告』の受け付けが始まります



公的年金等の収入金額が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は確定申告が不要ですが、源泉徴収された税額の還付を受ける場合は確定申告をする必要があります。

また、確定申告が不要な方であっても、市・道民税の申告をすることで正しい税額を算定することができますので、詳しくは税務グループにお問い合わせください。

## 登別市受付

場 所	月 日	受付時間	申告区分
市役所 1階 6番窓口	1月9日(火)～19日(金) (土・日曜日を除く)	9時～11時30分 13時～16時30分	確定申告、 市・道民税申告
	2月25日(日)・3月4日(日)		
市役所 3階 第1会議室	1月22日(月)～3月15日(休) (土・日曜日、祝日を除く)		
鷺別公民館	3月5日(月)～7日(水)		
登別温泉ふれあいセンター	3月2日(金)		
婦人センター	2月26日(月)・27日(火)		

※確定申告により所得税の還付金が生じる方と市・道民税申告をする方は1月9日(火)から申告することができます。2月中旬から混雑が予想されますので、必要書類が揃い次第、早めの申告をお願いします。

## 室蘭税務署受付

場 所	月 日	受付時間	申告区分
室蘭税務署 室蘭地方合同庁舎 2階	1月4日(木)～3月15日(休) (土・日曜日、祝日を除く)	9時～17時	確定申告

※所得税の納税が必要な方の確定申告受付期間は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。

**申告に必要なもの** 印鑑（シャチハタ不可）、マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバー確認書類及び身元確認書類、前年の収入金額を証明する書類（原本）、各保険料控除証明書類、障害者手帳、預金通帳（還付金が発生する場合）など

### ●申告書にはマイナンバーの記載が必要です

#### 《マイナンバーカードをお持ちの方》

マイナンバーカードをお持ちください

#### 《マイナンバーカードをお持ちでない方》

番号確認書類と身元確認書類が一つずつ必要です

#### マイナンバー確認書類

- ・個人番号通知カード
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるもの）

+

#### 身元確認書類

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・障害者手帳
- ・在留カード など

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者がいる方は、それぞれのマイナンバーが確認できるものも持参してください。

### ●医療費控除の提出書類が簡略化されました

平成29年分の確定申告から、医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を「医療費控除の明細書」として利用できるようになりました。ただし、医療費通知がない場合などは「医療費控除の明細」が必要となりますので、作成の上、お越しく下さい。なお、医療費の領収書が提出不要となりましたが、税務署から求められたときに、提示または提出しなければならないため、領収書は5年間保存する必要があります。

### ●セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されました

平成29年分の確定申告から特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができます。詳しくは、税務グループにお問い合わせください。

問い合わせ 税務グループ（☎**85** 1 1 5 5）、室蘭税務署（☎**22** 4 1 5 1）